

一般社団法人近代労務管理センター規約

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 第1章 総 則.....             | 1 |
| 第1条 (名 称) .....          | 1 |
| 第2条 (目 的) .....          | 1 |
| 第3条 (事 業) .....          | 1 |
| 第4条 (事務所) .....          | 1 |
| 第2章 会 員.....             | 1 |
| 第5条 (会 員) .....          | 1 |
| 第6条 (入会手続) .....         | 1 |
| 第7条 (会 費) .....          | 2 |
| 第8条 (手数料) .....          | 2 |
| 第9条 (退 会) .....          | 2 |
| 第10条 (会員資格の喪失) .....     | 2 |
| 第3章 役 員.....             | 2 |
| 第11条 (役 員) .....         | 2 |
| 第12条 (選 任) .....         | 3 |
| 第13条 (職 務) .....         | 3 |
| 第14条 (任 期) .....         | 3 |
| 第15条 (解 任) .....         | 3 |
| 第16条 (顧問・相談役) .....      | 3 |
| 第4章 総 会.....             | 3 |
| 第17条 (総会の招集) .....       | 3 |
| 第18条 (総会の議長) .....       | 3 |
| 第19条 (議決の要件) .....       | 4 |
| 第20条 (委任による議決権の行使) ..... | 4 |
| 第21条 (総会の議決及び承認事項) ..... | 4 |
| 第5章 理 事 会.....           | 4 |
| 第22条 (理事会の招集等) .....     | 4 |
| 第23条 (委任による議決権の行使) ..... | 4 |
| 第24条 (理事会の議決事項) .....    | 4 |
| 第6章 会 計.....             | 5 |
| 第25条 (事業年度) .....        | 5 |
| 第26条 (経 費) .....         | 5 |
| 第27条 (財産の管理) .....       | 5 |
| 第28条 (財産目録の作成) .....     | 5 |
| 第29条 (予算及び決算) .....      | 5 |
| 第30条 (監査報告) .....        | 5 |
| 第7章 附 則.....             | 5 |
| 第31条 (細 則) .....         | 5 |
| 第32条 (規約の改廃) .....       | 5 |
| 第33条 (実施日) .....         | 5 |
| 第34条 (特 例) .....         | 6 |

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

本センターは、一般社団法人近代労務管理センター（以下本センターという）と称する。

### 第2条 (目 的)

本センターは、本センター加入員（以下会員という）の事業発展を期するため、経営基盤の強化を計るための各種の事業を行うと共に会員相互の親睦及び従業員の福祉の向上に資する事を目的とする。

### 第3条 (事 業)

本センターは、前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 会員の業務改善のための教育・指導
- (2) 会員の事業発展を図るための講習会・講演会の開催
- (3) 会員相互の事業活動の紹介・指導
- (4) 会員及びその従業員に対する厚生福利及び共済に関する施策
- (5) 事業主が行う労働保険の事務処理に関する事業
- (6) その他、前条の目的を達成するため必要な事業

### 第4条 (事務所)

本センターは、事務所を大阪府大阪市天王寺区味原町 13-9-502 に設置する。

## 第2章 会 員

### 第5条 (会 員)

本センターの会員となるには、大阪府及び隣接せる府県で次の各号の1に該当する者でなければならない。

- (1) 労働者を1名以上使用する事業主（以下A会員という）
- (2) 労働者を使用しない事業主（以下B会員という）

### 第6条 (入会手続)

本センターに加入を希望する者は、本センターで定める入会申込書（様式第一号）を提出しなければならない。

2. 前項を本センターが受領したときから会員となる。

### 第7条 (会 費)

会員は、会務運営のため次に定める会費を納入しなければならない。なお、会費は、本センターに入会した日の属する月から退会届を提出する日の属する月まで納付の義務を負う。

|              | A会員                 | B会員                 |
|--------------|---------------------|---------------------|
| 年会費<br>(1ヵ月) | 36,000円<br>(3,000円) | 12,000円<br>(1,000円) |

#### 第8条 (手数料)

労働保険事務組合に事務委託した会員は、労働保険年度更新時に次に定める手数料を納入しなければならない。

| 労働者数  | 手数料額    |
|-------|---------|
| 10名未満 | 15,000円 |
| 10名以上 | 25,000円 |

※建設事業の場合は5割増

#### 第9条 (退 会)

会員が、退会をする場合は、1ヵ月前に退会届により申出をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会する事ができる。

2. 退会するものは、その旨を記載した退会届（任意作成）を提出しなければならない。
3. 前項を本センターが受理したときから退会したものとする。

#### 第10条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなし、会員の資格を失う。

- (1) 破産又は事業廃止に至ったとき
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 禁固以上の刑が確定したとき
- (4) 正当な理由なくして、6ヵ月以上会費を滞納したとき
- (5) 総会の議決により除名されたとき

## 第3章 役 員

#### 第11条 (役 員)

本センターに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 20名以内
- (5) 監事 2名以内

#### 第12条 (選 任)

理事長及び副理事長は理事会において選任する。

2. 副理事長及び専務理事は、理事の中から理事長が指名する。
3. 理事及び監事は、会員のうちから総会において選任する。

4. 理事及び監事は相互に兼ねる事ができない。

#### 第13条（職 務）

- 理事長は本センターを代表し、会務を総理し、理事会の議長となる。
2. 副理事長は理事長を補佐して会務を行なうほか、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。
  3. 専務理事は、理事長の命を受けて常務を執行する。
  4. 理事は、理事会の構成員となり、会務を審議する。
  5. 監事は財務を監査し、総会に報告する。

#### 第14条（任 期）

役員任期は、理事については就任後第2回目の定時総会の終結のときまで、監事については就任後第4回目の定時総会の終結のときまでとするが、再任は妨げない。  
但し、補欠選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第15条（解 任）

役員で、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

#### 第16条（顧問・相談役）

理事長は理事会の決議を経て、顧問又は相談役若干名を委嘱する事ができる。

## 第4章 総 会

#### 第17条（総会の招集）

- 理事長は、毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に定時総会を招集する。  
但し、理事会の決議により必要と認められた時は、臨時総会を招集できる。
2. 総会を招集するには、会員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して開催する日の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。
  3. 臨時総会については、理事長は、請求のあった日から1ヵ月以内に総会を招集しなければならない。

#### 第18条（総会の議長）

総会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

#### 第19条（議決の要件）

総会の議決は、会員の過半数以上が出席し、その出席者の過半数を以てこれを議決する。

#### 第20条（委任による議決権の行使）

会員で総会に出席する事ができない者は、あらかじめ議案について賛否を明らかに

- した書面により出席する会員に委任して、その議決権を行使する事ができる。
2. 前項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

#### 第21条（総会の議決及び承認事項）

総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (5) 重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (6) 解散に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認められた事項

## 第5章 理 事 会

#### 第22条（理事会の招集等）

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事会の招集は、少なくとも開催日の1週間前までに、その会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合においてはこの限りでない。
3. 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
4. 理事会の議決は、理事の過半数以上が出席しその出席者の過半数をもってこれを議決する。

#### 第23条（委任による議決権の行使）

理事で理事会に出席する事が出来ない者は、あらかじめ議案について賛否を明らかにした書面により出席する理事に委任して、その議決権を行使することができる。

2. 前項の規定により議決権を行使する者は、理事会に出席したものとみなす。

#### 第24条（理事会の議決事項）

理事会は、この規約に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事
- (3) 規約の施行に必要な細則の制定改廃に関する事
- (4) その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事

## 第6章 会 計

#### 第25条（事業年度）

本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第26条（経費）

本センターの経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

#### 第27条（財産の管理）

本センターの財産は、理事長がこれを管理する。

#### 第28条（財産目録の作成）

理事長は、毎事業年度末における財産目録を作成して、本センターの資産及び負債を明らかにしなければならない。

#### 第29条（予算及び決算）

理事長は、定時総会にその会日の属する事業計画案及び予算案を提出して、その議決を求め、かつ前年度の事業報告を行ない、財産目録及び収支決算書の承認を求めなければならない。

#### 第30条（監査報告）

監事は、各事業年度における本センターの会計及び会務の執行を監査した結果について、定時総会に報告しなければならない。

## 第7章 附 則

#### 第31条（細則）

本センターに必要な細則は、理事会の議決を経てこれを定める。

#### 第32条（規約の改廃）

本センターの規約の改廃は、本センターの総会の議決を経るものとする。

#### 第33条（実施日）

この規約は、昭和63年1月9日から実施する。

2. この規約は、平成11年1月15日より一部変更、実施する。
3. この規約は、平成13年1月20日より一部変更、実施する。
4. この規約は、平成14年1月19日より一部変更、実施する。
5. この規約は、平成17年1月15日より一部変更、実施する。
6. この規約は、平成19年1月20日より一部変更、実施する。
7. この規約は、平成23年1月14日より一部変更、実施する。
8. この規約は、平成26年4月1日より一部変更、実施する。
9. この規約は、平成29年6月8日より一部変更、実施する。
10. この規約は、令和元年6月15日より一部変更、実施する。

**第34条（特 例）**

本センターの開催事業に、会員以外の参加を認める場合がある。